

我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)(パブリックコメント骨子案)

## 1. 指針の背景

### 【カーボン・オフセットの意義】

- ・市民、企業等オフセットを行おうとする者が自らの温室効果ガスの排出量を把握するとともに、温室効果ガスの排出がコストであることを認識することにより、その自主的削減の取組を促進すること
- ・地球環境問題に関心を有する市民、企業等社会の構成員が、自ら貢献する方途を提供すること

### 【カーボン・オフセットの現状】

- ・英国を始めとする EU、米国、豪州におけるオフセットの動き
- ・我が国におけるオフセットの動き

### 【カーボン・オフセットの課題】

- ・オフセットの対象となる排出量の算定
- ・排出削減・吸収の確実性
- ・排出削減・吸収の永続性
- ・排出削減・吸収量(クレジット)の第三者認証
- ・オフセットに用いられるクレジットのダブルカウント
- ・オフセット・プロバイダーの活動の透明性
- ・あらかじめ排出抑制対策が講じられない場合、オフセットが排出増の免罪符となりうる

## 2. 指針策定の目的

- ・カーボン・オフセットの正しい理解を広めるとともに、オフセットの信頼性を確保し、オフセットの取組を普及させることにより、市民、企業等社会の構成員の自主的な取組を促す必要性
- ・カーボン・オフセットについて、企業、自治体、NPO 等によるさまざまなレベルの取組が行われつつあることから、これらの取組が適切に促進される必要性
- ・カーボン・オフセットを伴う商品・サービスの提供・利用が進みつつあることから、カーボン・オフセットの信頼性を確保し、オフセットの取組を普及させるため、カーボン・オフセットの規範の確立、カーボン・オフセットを行う際の排出量の算定手法、クレジットの第三者認証、クレジットの管理簿(レジストリ)等のインフラを整える必要性

### 3. 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)

#### (1) カーボン・オフセットの定義

##### 【定義】

- ・まず削減努力を行った上で、削減困難な排出量分について、別途、クレジットを取得することにより埋め合わせることを原則とする
- ・オフセットに用いられるクレジットの確実性・永続性が確保されていること

##### 【カーボン・オフセットの主な類型と関係する主体】

- ・上記定義に従えば、カーボン・オフセットには京都メカニズムの活用や企業の通常の事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制対策も含まれるが、本指針においては、指針策定の目的を踏まえ、カーボン・オフセットの類型は、当面以下を対象とする
  - サービス利用・商品使用オフセット
  - 自己活動オフセット
  - 会議・イベント開催オフセット
- ・それぞれ類型について、関係する主体を整理

#### (2) カーボン・オフセットの前提となる削減努力の実施

##### 【削減努力の実施手法の明示】

- ・温室効果ガスの削減努力のメニューを提供・周知する必要性

#### (3) カーボン・オフセットの対象となる活動からの排出量の算定方法

##### 【対象活動の範囲(バウンダリ)】

- ・最低限対象とすべきもの、対象とすることが望ましいものといった形で、オフセットを行う者の主体性を尊重した基準

##### 【対象となる排出量の算定方法】

- ・政府が排出量の算定ツールを提供すること等による、「排出量の見える化」を進めることの必要性

#### (4) カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量(クレジット)

##### 【原則】

- ・確実な削減があること、永続性が確保されること、ダブルカウントがないこと等一定の基準が確保されることが第三者検証により確認されていることが必要

**【上記原則に基づいた、オフセットに用いられるべきクレジットの種類】**

- ・京都議定書に規定する京都メカニズムに基づくクレジット（CER等。いわゆる「京都メカニズムクレジット」）
- ・環境省が実施する自主参加型排出量取引制度において用いられる排出枠（JPA）
- ・上記原則を具体化した一定の基準を満たすクレジット

(5) 埋め合わせ(オフセット)の手続

**【埋め合わせの手法】**

- ・クレジットを無効化することにより、オフセットの対象となる活動からの排出量の全部又は一部を埋め合わせる
- ・京都メカニズムクレジットを「償却」(京都メカニズムクレジットを管理するための電子システム(日本の『割当量口座簿』)上で日本の『償却口座』へ京都メカニズムクレジットを移転する行為)することにより、日本の京都議定書目標(基準年(1990年)総排出量比6%減)達成に貢献することが可能

**【オフセットを行うことを決定してから実際にオフセットが行われるまでの期間】**

- ・オフセット・プロバイダー又はオフセットを行う者は、オフセットを行うと決定してから又は排出活動が行われてから一定期間内に、実際にクレジットを償却、取消、又は無効化することが必要

(6) カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保

**【透明性の確保の手法】**

- ・カーボン・オフセットの credibility を確保するため、クレジットを提供するオフセット・プロバイダー、第三者に対しオフセットの商品・サービスを提供する事業者は説明責任を果たすこと及び必要な情報を公開することが必要
- ・情報公開の対象は、排出削減・吸収プロジェクトの内容や結果等、オフセット事業の収支等

(7) カーボン・オフセットに関する第三者認証

**【第三者認証の対象】**

- ・カーボン・オフセットの credibility を確保するため、オフセット商品・サービス、自らの排出量をオフセットした者、排出量をオフセットした会議・イベントに対し第三者機関がこれを認証することが必要

#### 4. 我が国におけるカーボン・オフセットの取組に対する支援のあり方について

- ・ 市民、企業への幅広い情報提供、関係主体間での情報交換、マッチング等を目的とするプラットフォームを創設してはどうか
- ・ オフセット事業モデルを広く公募し、市民、企業への広がりや排出削減活動の実施促進に効果のあるものを表彰してはどうか